

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所3号炉 設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））
2. 日時：令和5年4月5日 13時10分～13時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、小野安全審査官

四国電力株式会社：

東京支社 技術課 副長、他1名

原子力本部 原子力部 耐震設計グループリーダー※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）伊方発電所3号炉 震源を特定せず策定する地震動BFの設置変更許可審査スケジュール（案）
- （2）伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請に係る審査でのコメント等管理表
- （3）原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- （4）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第5号発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力について
- （5）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について

以上

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の尾野です。それでは江藤伊方発電所の平和利用と、あと技術的能力。
0:00:10	あと、品質管理の体制についてヒアリングを始めたいと思いますそれでは説明の、
0:00:16	説明をお願いいたします。
0:00:19	対象電力本店にあつて、
0:00:21	お願いします。はい。よろしくをお願いします。まず資料確認からだけ、その立て付けから説明させていただきますけど、まず資料、スケジュールとして今まで出してきたものと同じようなものを、本日日や、
0:00:35	資料3活動して記載して、本日はというところで明示します。資料0、右肩の資料でいただいた内容とさせていただきます、先日平和利用券。
0:00:52	税務署理事については補足説明紙を撮影することということで、その資料を出しましたということで本日のヒアリングをするというような、
0:01:01	あるように、一応ポイント管理表を
0:01:05	させていただきます。今回お配りした資料が資料123ということでそれぞれ平和利用を添付書類を11の補足説明という構成にしております。
0:01:18	その総体でしょ一応使用済み次長丹空の資料構成を特定する地震断層なんですけど一応4点だけ説明した方が良いという認識で大丈夫ですかね。
0:01:30	はい、規制庁のほうです簡単に要点だけお願いします一応、変更がほとんど変更がないことはこちらの方も確認しておりますので、ですけれどもよろしくをお願いします。わかりました。はい。
0:01:41	ではまず資料1の平和利用、平和目的。
0:01:44	現状と規制法43条の3の6の第1項第1号、平和目的の基準についてについて説明させていただきます。1ページ開いていただいて審査事項として平和目的が引き起こされることがないこと
0:01:58	ということで、真ん中の欄に適合性と書きまして右の欄に許可推薦書の関係する記載を抜粋という形。
0:02:07	演じているところになります。真ん中の見ていただいて(イ)の1として
0:02:13	まず、3号は商業発電に使用する目的ということで目的で、過去、昭和61年許可を終えて平成6年から商業発電を行ってますというところを書いてます。D2として減少貨物

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	軽水減速軽水冷却完遂後ということ株式会で、今回の変更は商材拡大小学生スピード標準応答スペクトルを考慮しているシートを追加するもので、
0:02:39	電子発信を目的型式変更するものではなく、変更においても、今の沖が事業するものではないということを改めて記載しております。
0:02:46	次の提供線路に行きまして、労働市場については、設置をやっぱ申請書に書いてる燃料と、
0:02:53	濃縮度Ⅱ、プルトニウム倍率とかを書いた資料で平均燃焼度を書いた上で、2%移りまして今回の変更は、これを変更するものではなくて、
0:03:05	使用させる、使用されるカクウ燃料コストはすべて国際規制物資として規制の対象となっており、目的以外によって転用することはないということが記載しております。
0:03:17	最後にですけれども、10ページ開いていただいて、2ページ目の括弧2になりますけれども、
0:03:26	使用済み燃料の再処理の8、話で、
0:03:31	櫃尾、
0:03:32	本年度の処分について、本文8号に対応する内容として、使用燃料の再処理に係る法律ですね、再処理等拠出金を、
0:03:41	指導を受けた状況の指定を受けた国内、最終事業者において最終で行うことを原則として、定修最初に、
0:03:51	では適切に管理しますと、締結金法の引当金の支払義務とかで、指定を受けた事業者に対して委託されて、そういうのが、拠出金は計画されております。
0:04:04	計算にもし海外で再処理が行われる場合は、すいません。
0:04:09	9割方の観測局の改定率、最終事業債の提出となります。
0:04:15	また、外に国内に持ち帰るようにしております。
0:04:19	ということとしており海外に前進させるは政府の承認を受けてなってますと、今回の変更においてもこの目的以外に使用するものではないということです。
0:04:30	マリオとしては問題ない。
0:04:32	ということになっております。以降の資料は補足説明として
0:04:39	現状と規制法の許可の基準とかの抜粋の話と、神戸の定款を載せておりまして商業、
0:04:49	発電事業をやります、平和暗に平和以外の利用に利用してないですというところで、そういうことを書いた資料を非常につけております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	資料1の説明としては以上です。このまま添付書類5展張11進め、
0:05:06	担当課ありますけどまず1人説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
0:05:13	はい。それでは、担当課長まで四国電力高塚から、右っか、右上、
0:05:19	資料2の、運転に関する技術的能力について説明させていただきます。
0:05:24	まずページ2枚めくりましてはじめにというところで、今回の本資料2の構成といたしましては、衛藤平田前3号炉の標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加に伴う、
0:05:38	当社の技術的能力に関します、こちらがですね、原子炉事業者の技術的能力に関する審査指針、原子力安全委員会の方で決定されている内容を基にですね適合性を示してございます。
0:05:50	2ポツといたしまして、技術的能力指針との対応ということで下、1から6にあります内容に合わせた、
0:05:58	指針と、今の現段階の
0:06:02	方針と、
0:06:03	適合していることを確認してございます。
0:06:06	ページめくりまして3ページ目、ご覧ください。
0:06:13	こちら先ほどの説明を表で表してございます。まず表の見方といたしましては左側に、原子炉事業者の技術的能力に関する審査指針ということで、
0:06:24	要件、また要求事項、またそれに関しましても解説事項がございますのでその解説事項も記載してございます。
0:06:32	それらの要求解説の内容に関しまして技術的能力の適合性を示している内容を、右、
0:06:40	別の2番目に書いてございます。
0:06:43	また一番右の列に比較の該当箇所という形で、a.、別紙の方に、
0:06:50	拡張がございます。まずはですねこちらの内容、
0:06:56	その前にですね別の方の
0:06:59	局長をご覧ください。
0:07:05	100票。
0:07:07	よろしいでしょうか。
0:07:10	はい。大丈夫です。
0:07:11	はい。比較表の見方といたしまして、一番左の列、こちらが令和5年2月8日付けの今回の
0:07:19	あ、すみません、えっとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:23	ええ。
0:07:27	ですね、使用済み燃料、
0:07:31	首藤丹治ですかね、の設置許可の内容となっております。真ん中の列、こちらが令和3、令和5年の2月20日。
0:07:42	今回
0:07:44	震源を特定せず、
0:07:46	設置許可、設置変更許可補正の申請をしましたがその内容となっております。
0:07:52	左右を見比べていただきますと、変更箇所というところはございませんので今回発生させていただいた内容といたしましては
0:08:04	江沢です。
0:08:05	榎狩野記載に同じという形で、右側の備考欄に記載させていただいております。
0:08:11	ページを戻りまして、
0:08:19	3ページ目をご覧ください。
0:08:27	寄付許可の内容と同じということなんですけども、実際にその内容が、技術的能力の適合性として、適合してるかっていう内容を右から、
0:08:39	二つ目の列のところで記載しております。
0:08:43	今回、既許可の申請の審査において確認した方針からは変更がないものであることから、すべて適合を確保しているという形で記載しております。簡単ではございますが、
0:08:55	説明は以上となります。
0:08:58	続きまして資料3につきまして側面が本、
0:09:02	の方からご説明させていただきます。中につきまして原子炉施設保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備についてということで、
0:09:11	設置変更許可申請書、添付資料11の記載内容についてということで、全部、設置許可補設置変更許可本文11号の説明資料としまして、添付資料11、
0:09:24	変更後における保安活動における品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を新たに追加されております。
0:09:31	この記載方針につきましては、
0:09:35	ガイドにのっとりまして本文11号に基づく設置許可申請にあたって実施した設計活動に関わる品質管理の実績、その後の工事等の活動に関わる品質管理の方法及び記載、組織等を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	これにつきまして元資料、ご説明させていただきまして、事務所、資料1につきましては、左列に
0:09:58	原子炉施設の他の業務に関わる品質管理必要な体制の基準に関する規則で真ん中に、設置変更許可本文11号で、一番右の列に設置許可、
0:10:10	設置変更許可添付書類11を並べて、
0:10:17	規則と、県本部等添付書類11の繋がりについての資料となっております。これについて既許可の使用済貯蔵担保の方からの変更はございません。
0:10:29	添付書類2の方になりまして、
0:10:35	既許可の
0:10:37	使用済み樹脂貯蔵タンクの、
0:10:41	許可と、今回の申請に係ります、
0:10:45	申請の際、
0:10:47	変更点と具体的な実績についてを、添付書類2で示しております。
0:10:51	で、許可のからの変更箇所としましては赤文字というふうな形にさせていただいております、変更箇所につきましては、添付書類の下、6ページになっております。
0:11:01	こちらの表、
0:11:04	第2号につきまして、本申請におきましては、使用済み樹脂貯蔵タンクの設置と異なりまして、標準応答スペクトルの規制の取り、
0:11:13	言えば、地震動の追加の申請で新規設備の設計がございませんので、7.3.4設計開発レビューの記載のほうを削除しております。それ以外につきましては、土岐勝山と同様な記載となっております。
0:11:26	簡単ではございますが資料3の説明につきまして以上となります。
0:11:33	規制庁の説明ありがとうございます。特に確認というものはほとんどないんですけどもし、1点だけわかれば教えていただきたいくて、
0:11:43	平和利用の、
0:11:45	資料の2ページ目になるんですけども、PWRについては、一番下のところですが右側の一番下のところで、
0:11:56	平成27年7月1510で許可を受けた記載というふうになっててですね、再処理抛出金法以外の取り扱いについては、新規基準の時の許可を受けた。
0:12:08	時の記載でやりますっていうふうな内容なんですけれども、これちょっと私は平成27年7月15日付の、その本文8号とか見ていて、ちょっとわからなかったところがあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:22	その記載がですね
0:12:26	1個前の平成11年ぐらいの届け出からちょっと変更があったんになっているんですけども何か変更になった理由とか、
0:12:37	何なのかっていうのがわかれば、ちょっと教えていただけたらと思いますすいませんちょっと古い話で。
0:12:42	わからないかもしれないんですけども。
0:12:45	電力の台数、この件、
0:12:48	一応過去ちょっとさかのぼっていろいろ調査しましたということで、まず、
0:12:53	うちとしてはというか、そもそもとしては川内が先に当時設置許可時、九州さんの川内発電所が行かれまして高浜猪狩町田内というところになって一応本部8号の記載は、当時、
0:13:07	その3者でそろってるところで最初に九州さんがちょっと変えた場所まで、明確にしてるわけじゃないですけどうちの日との比較でいうとまず、
0:13:18	市原の、ごめんなさい。
0:13:21	ページになるんで、
0:13:24	今回の資料1でいう3ページの一番最後に、従前の記載というところを見ていただくと、
0:13:32	そこで当時の不正規箇所を説明いたしますと、使用済み核燃料燃料は、の点から、その就職法案、原子炉等規制法に基づき指定を受けたという記載が、
0:13:44	うちとして追加になってますというのが1件、指定機関国内最終事業所でもう1点追加になったところが、1234%。海外において再処理を行う場合は、以降の我が国が原子力の平和留意、
0:13:59	関する協力のための協定を締結している国の支出。
0:14:03	10事業者に委託することとし、というところまでが前回なって当時の変更点としてはそこにあります、このページなんですけども、当時、平成25年に成長さんの方から、設置許可料、
0:14:18	が出されておりましたですね、
0:14:23	チェック運用が18ページ、今の説明の内容ですけど、当時、その箇所が非常に変わってないんですけど、
0:14:32	今の運用ガイドの18ページ目の4と3に、本文8号、
0:14:38	実用炉則第三条第1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:41	第5号の使用済み燃料の処分の方法に係る記載というところに、これと同じ趣旨のような記載があって、
0:14:50	使用済み燃料の再処理を委託する場合には当該委託を受けるものが、原則としては、炉規法に基づく指定を受けたものであることに留意するという部分。
0:15:00	ありまして、でも、もう一つが、海外において再処理等を委託する場合には、当該委託を受けるものが、傾向から平和
0:15:09	利用に係る協定を締結した国の事業者であることに留意するというところが、うちとかが挙げておりまして、当時の要は設置者会議公開等で、その記載は、
0:15:22	昔のところでは書いてないからやらないわけでは、多分、おそらく何か、もともと設備政府の承認を受けるっていうところになってるのではないんですけどもそういう設計部間に、
0:15:33	書かれてオウム返しというところになっているというところですよ。記載の充実化と設置を大事に確認する方法。
0:15:43	かかる記載をオウム返しとして8号に記載しているというのが経緯になります。こちら説明以上です。規制庁の郷です。すみません私の勉強不足でした。どうもありがとうございます
0:15:55	法令関係の方見てたんすけどガイドまで見てなくてここが変わったのが理解できてなかったですと、どうもありがとうございました。
0:16:02	それではこちらからの確認は以上になりますけれども最後に衛藤中国電力さんの方から何か確認ございますでしょうか。
0:16:12	読んでもらいたいです。こちらは特に、
0:16:15	ありません。あります。
0:16:18	はい。それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
0:16:25	ありがとうございました。どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。